

令和7年度
取付管設置等業務仕様書

長野市上下水道局

1 適用範囲

この仕様書は、長野市上下水道局（以下「局」という。）が実施する取付管設置等業務委託に適用し、受注者が、下水道の取付管設置に係る業務を適正に履行する上で必要となる事項を定めるものである。

2 共通事項

(1) 一般事項

本業務委託の実施に当たっては、この仕様書のほか、長野市建設工事共通仕様書、長野市土木工事施工管理基準及び関係法規に基づき、これに定めのない事項については、局と協議の上、決定すること。また、業務実施に当たり、やむを得ない事由により本仕様書を一部変更し、又は追加する場合は、その都度、局と協議すること。

(2) 紛争、苦情対応

受注者の責による紛争及び苦情については、随時、局に報告するとともに、受注者が速やかに誠意を持って解決に当たること。

(3) 現場監督員

受注者は、業務において現場監督員を定め施工管理を行うこと。

(4) 施工計画

着手前には施工計画図及び数量計算書を提出し、局の承諾を得ること。

3 工事の時期

(1) 取付管設置申請者の設置希望日に対応できるよう、事前に局と協議の上、適切な時期に施工しなければならない。

(2) 施工日は事前に局に連絡しなければならない。

4 起工測量

境界杭・境界ピン及び道路後退等に伴うセンターピン等は控えを取り、工事完了後に復元すること。

5 事前調査

(1) 既設地下埋設物件及び道路構造物等を損傷しないように、事前調査・立会いを実施し、十分注意しながら施工すること。

(2) 掘削等により家屋及び構造物等への影響が予測される箇所については、着手前に十分な調査を実施すること。

(3) 業務箇所について、着手前に近隣の特殊事情の有無等、十分な調査を実施すること。

6 安全管理

(1) 施工期間中は一般交通の支障となることが考えられるため、関連機関（警察・地元関係者・

学校等)と事前に協議するとともに、施工箇所周辺には各種保安施設を配置し、第三者に対する安全を確保すること。

- (2) 警備会社の交通誘導員の確保が困難な場合は、自社の交通誘導員について局と協議すること。ただし、公安委員会の指定路線は除くものとし、自社交通誘導員は、交通誘導を専属で行う者でなければならない。

7 工事一般事項

(1) 掘削

- ア 建設機械は低騒音・低振動型を使用すること。
- イ 掘削は材料及びその他の準備が整った後でなければ着手してはならない。
- ウ 掘削は基準面に準じ凸凹のないよう注意して施工し、山崩れ等のないよう堅固な山留めを設け、建物その他に接近した場所は特に完全な防護工事を施した後に工事を開始すること。
- エ 湧水の排除法は排水基準を厳守し、関係機関に事前に協議の上、局の承認を得なければならない。
- オ 常に地山の土質変化に対処できるよう万全の対策を考慮しておかなければならない。
- カ 掘削幅は90cmとし、現場状況および土質状況等から幅90cm以上とする場合は事前に局と協議し、承諾を得ること。
局の承諾がない場合は、掘削幅は90cmとして清算する。

(2) 取付管

- ア 民地内30cm程度までを「下水道取付管設置申請書」に基づき、申請者の確認の上、施工すること。
- イ 取付管工事にあたっては別に定める「下水道取付管設置基準^{*1}」を遵守しなければならない。
- ウ 配管延長が確認できる写真を撮影し、提出すること。
- エ 鞘管使用の場合は、施工状況が確認できる写真を撮影し、提出すること。

(3) 埋戻し

- ア 埋戻しは、共通仕様書第1編1-2-3-3に示すところによるものとする。
- イ 管の保護として、管の外周から10cmまでは、砕砂同等以上の砂を用い、水締め等により管の下端へ十分に砂がまわり込むようにすること。

(4) 建設副産物(残土・廃材)

- ア 残土及び建設副産物はトラックの積載制限を守って運搬し、土砂のまきちらし、道路の破損等がないように注意しなければならない。なお、道路を破損した場合は、受注者の責において必ず補修・清掃を行わなければならない。
- イ 残土及び建設副産物は、関係法令に基づき適切な処理を行うこと。
- ウ 残土処理に起因する地権者等の紛争及び地滑り、崩落等の問題については受注者の責により解決を図ること。

(5) 仮設工

- ア 本業務における仮設工は任意とする。仮設方法は土質条件や現場条件、周辺環境を考慮し、施工計画図により事前に局の承諾を得た上で施工管理、出来型管理を行うこと。
- イ 土留工について、矢板と土が剥離するよう矢板を引き抜かなければならない。
- ウ 掘削深さが1.5m以内についても、土質条件、現場条件を考慮して土留を検討すること。

(6) 舗装工

- ア 舗装の取壊しは必要最小限に止め、必要以外の路面に亀裂、沈下等が生じた場合は受注者の責により復旧すること。その他道路施設及び道路附属施設についても同様の扱いとする。また、区画線等は原形復旧すること。
- イ 舗装復旧方法は、道路管理者から指示による。
- ウ 路床最上面を形成後に路盤を形成、転圧すること。

(7) 工事の後片付け・復旧

- ア 後片付け及び原形復旧は、工事期間中に行わなければならない。
- イ 工事に使用した土地は受注者の責により、原形に復旧しなければならない。

(8) しゅん工書類

- ア 竣工届（様式第20号）、業務報告書、実施図面、数量計算書及び写真他必要書類を提出すること。なお、必要書類は、建設工事関係書類（130万円以下）と同等とする。
- イ 「長野市水道局下水道取付管設置要綱 第5（竣工図）」に基づき、下水道取付管の設置位置・寸法をしゅん工図（写し）に表示（赤書き）し提出すること。

8 損害の負担

- (1) 天災、その他不可抗力によって重大な被害が生じた場合は、実状調査の上、その処置について局と協議して決定するものとする。
- (2) 本業務に起因して発生した路面・舗装・地上構造物・地下埋設物・用排水路等の損傷に対する補償及び井戸水の枯渇に対する補償は、原則として受注者の負担とする。

9 業務委託料

- (1) 契約書 - 別表1の単価表に基づき算出した金額を工事費とする。ただし、数量を乗じて算出した金額の1円未満は切り捨てるものとする。
- (2) 工事費に消費税及び地方消費税相当額を加えたものを業務委託料とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額の1円未満は切り捨てるものとする。
- (3) 別表1の単価表に記載のない材料、工種単価については、別途協議の上決定する。

下水道取付管設置基準

1 管 種

- (1) 下水道用硬質塩化ビニール管、各 J S W A S ・ K - 1 又はこれと同等以上の強度及び耐久性のあるものを使用する。

2 平面配置

- (1) 布設方向は本管に対して直角、かつ直線的に布設する。
- (2) 本管の取付部は、本管に対して 6 0 度又は 9 0 度とする。

3 勾配及び取付け位置

取付管勾配は 1 0 %以上とし、位置は本管の中心線から上方に取付ける。

4 管 径

取付管の管径は、直径 1 5 0 mmとする。

5 構 造

本管へ取付管を接続する場合は、支管を用いる。

6 接 合

- (1) 支管の接合箇所は、特に水密性に劣り、また穿孔部分が構造的に脆弱となるので、水密性の向上、本管の補強等には十分な配慮をする。
- (2) 本管が硬質塩化ビニール管の場合は、接着剤（塩ビ用）を用いる。
- (3) 本管が陶管、鉄筋コンクリート管の場合は、樹脂系接合材、又はモルタルを用い、水密性の向上のため、支管全周（縁）に樹脂系接合材を均一に盛り付ける。
- (4) 接合後、焼きなまし番線（# 10）で支管を本管に圧着する。
- (5) 支管接合部内面に接着剤、樹脂系接合材が漏れ出たり隙間ができたりしないように、手で充填する。